

# 平成28年第6回上三川町議会定例会会議録

平成28年12月6日（火）

## 1 目 目

（条例・補正予算等上程及び一部採決）

平成28年12月6日～12月15日

町議会定例会会議録

平成28年12月6日第6回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に召集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	川島 信一
健康課長	梅沢 正春	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第61号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第62号 上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第63号 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 上三川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 平成28年度上三川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第66号 平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第67号 平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第68号 平成28年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 陳情第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 日程第12 陳情第5号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

平成28年第6回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定など重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待申し上げます。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまから平成28年第6回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は16人です。

---

○議長【津野田重一君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【石戸 実君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、議案の訂正がございます。第6回定例会議案書のうち、議案第65号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」の23、24ページについて、お手元のものとは差しかえ願います。

次に、監査関係では、例月現金出納検査結果が、平成28年8月分から10月分までの3カ月分、及び平成28年10月に実施されました定例監査結果報告が提出されております。

組合議会関係では、平成28年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【津野田重一君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、12番・稲見敏夫君、13番・松本 清君を指名いたします。

---

○議長【津野田重一君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。13番、議会運営委員長、松本 清君。

(13番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○13番・議会運営委員長【松本 清君】 平成28年第6回上三川町議会定例会会期報告をいたします。

本日招集されました平成28年第6回町議会定例会の運営について議長より諮問され、11月14日及び29日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案8件、一般質問通告者については10人であります。

会期につきましては、本日12月6日から12月15日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案を全て上程し、議案第61号については、人事案件のため、委員会付託を省き採決をお願いいたします。

次に議案第62号から議案第64号までについては、議案説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

議案第65号から議案第68号までの補正予算については、提案説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

2日目及び3日目は一般質問を行います。一般質問はくじで決定した順により、2日目5人、3日目5人といたしました。

4日目から6日目までは休会といたします。

7日目及び8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、常任委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目は休会といたしますが、各常任委員会の審査結果報告書の作成日としましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

10日目を最終日として、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思っております。また、最終日に議会運営委員会の視察研修結果報告、及び閉会中の所掌事務調査の採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から15日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から15日までの10日間と決定いたしました。

---

○議長【津野田重一君】 日程第3、議案第61号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第61号「監査委員の選任につき同意を求める

ことについて」、ご説明いたします。

来る12月9日をもちまして、監査委員、館野治信氏の任期が満了を迎えることに伴い、引き続き同氏に監査委員をお願いしたいと考え、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めため提案するものでございます。

館野氏は、監査委員として、その豊富な経験とすぐれた知識を発揮され、本町のためにご尽力いただきました。今後も、その高い識見と長年培われた経験を、本町の公金の適正な執行に寄与いただけるものと考えております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑・討論を省き直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、これから議案第61号を採決いたします。

議案第61号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第61号は同意することに決定いたしました。

---

○議長【津野田重一君】 日程第4、議案第62号「上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第5、議案第63号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第62号「上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本条例の改正は、所得税法等の一部が改正され、平成29年1月1日からの施行に伴い、本町においても同様の措置を講じるため、町税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、当初申告書の提出後、減額の更正があり、さらに増額の更正が行われた場合には、その増額部分に係る住民税の延滞金について一定期間を控除すること、及び国内居住者が国外においての特例適用利子及び特例適用配当等に係る所得を分離課税するものでございます。

次に、議案第63号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本条例の改正につきましても、所得税法等の一部改正が平成29年1月1日から施行することに伴い、本町においても同様の措置を講じるため、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、分離課税となる特例適用利子及び特例適用配当等を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、規定の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取り扱いをお願いいたします。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 何点かなんですけれども、素朴な質問なんですけれども、今回の条例改正で、上三川で該当する事業と事業者、それとあと個人がどのぐらい含まれるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 今回の改正につきましては、台湾との租税取り決めということでございまして、今年度の申告におきましては、該当者は0でございます。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【津野田重一君】 日程第6、議案第64号「上三川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第64号「上三川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」、ご説明いたします。

平成27年9月に農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に施行されました。この改正により、農業委員の選出方法が選挙による公選制から、募集の手続きを経て首長が議会の同意を得て任命する方法に変更となりました。また、農地利用の最適化の推進のため、新たに推進活動の主体となる農地利用最適化推進委員が設置されることになりました。これらに伴い、上三川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数及び報酬額を定めるため、条例の制定及び一部改正を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【津野田重一君】 日程第7、議案第65号「平成28年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」から日程第10、議案第68号「平成28年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました、議案第65号「平成28年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」について、主なものをご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するとともに、額の確定、もしくは確定見込みのもの、さらに、繰越明許費の追加、債務負担行為の追加、地方債の追加及び変更とあわせ、今後の町政運営に配慮することとして編成したものでございます。

まず、歳入予算につきましては、国庫支出金では、国の補正予算において措置されました臨時福祉給付金に係る補助金の増額補正を、県支出金では、農地災害復旧事業等に係る補助金の増額補正を、財産収入及び諸収入では、県道拡幅に伴う物件補償による増額補正を、繰入金では、財政調整基金繰入金の増額補正を、町債では、災害復旧債の追加及び道路債の増額補正をするものでございます。

歳出予算につきましては、職員構成の変動等による人件費の補正のほか、総務費では、主に工業団地開発事業に係る委託料の増額補正を、民生費では、主に臨時福祉給付金等支給事業に係る経費を、農林水産業費では、主に水田フル活用推進事業に係る補助金の増額補正を、土木費では、主に河川事業に係る工事請負費の増額補正を、消防費では、消防団詰所用地の造成に係る工事請負費等の増額補正を、教育費では、中学校各種大会参加費交付金の増額補正を、災害復旧費では、台風9号により被災した農業用施設の復旧に要する工事請負費の増額補正をするものでございます。

さらに、工業団地開発事業、臨時福祉給付金等支給事業及び消防設備整備事業における繰越明許費の補正、戸籍総合システム事務機器借上における債務負担行為の補正、並びに災害復旧事業債、及び道路新設改良事業について地方債の補正をするものでございます。

この結果、歳入歳出予算の総額に1億5,252万9,000円を追加し、補正後の平成28年度一般会計歳入歳出予算の総額を11億2,775万8,000円とするものでございます。

次に、議案第66号「平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入では、主に国庫支出金及び町債の増額、歳出では、主に工事請負費の増額のため、歳入歳出それぞれ3,092万円を増額し、総額を12億292万円とするものでございます。

次に、議案第67号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入では、主に繰越金の増額、歳出では、人件費の増額のため、歳入歳出それぞれ20万円を増額し、総額を3億1,620万円とするものでございます。

次に、議案第68号「平成28年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

資本的支出における補正増額38万7,000円の内容は、会計間の異動により、手当の増額をする



ものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

詳細につきましては、所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 議案第65号「平成28年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

歳入からご説明いたします。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費補助金、補正額7,101万3,000円。内訳は、臨時福祉給付金事業に係る事務費補助金が351万3,000円、事業費補助金が6,750万円でございます。いずれも補助率は100%でございます。

第14款県支出金、第2項県補助金、1目民生費補助金、補正額257万1,000円。こちらにつきましては、重度心身障害者医療費の増加により補正を行うものでございます。3目農林水産業費補助金、補正額627万4,000円。内訳としまして、水田経営における農業機械の導入を対象とした水田フル活用推進事業で85万8,000円、とちぎの地産地消給食推進事業助成金としまして72万円。これにつきましては、小中学生約3,000人に対する食材の補助で1食40円の6日分でございます。また、台風9号による谷川の災害復旧に伴う農地災害復旧事業費で469万6,000円を補正するものでございます。

第15款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額361万8,000円。これにつきましては、多功本町の道路拡幅に伴う3-2の詰所の用地代でございます。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に係る歳入の不足分5,710万円を基金から繰り入れるものでございます。

第19款諸収入、第4項雑入、3目雑入、補正額775万3,000円。これにつきましては、先ほどご説明しました多功本町の道路拡幅に伴う3-2の詰所の撤去に伴う物件補償費でございます。

第20款、第1項町債、1目土木債、補正額200万円。こちらは社会資本整備総合交付金事業の補助裏に対する起債の充当率が90%から100%に変更したことによるものでございます。4目災害復旧費、補正額220万円。これにつきましては、先ほど県補助金で説明いたしましたが、台風9号による谷川災害復旧事業に伴い起債をするものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続きまして、歳出予算の説明に入らせていただきます。

事項別明細書の前に給与明細書の説明を行います。補正予算書の22ページをお開きください。

なお、給与費明細書をこちらで説明した後は、この後の事項別、各款の明細の中では給与費等の説明については省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、補正予算給与費明細書、1、特別職について説明いたします。表の下段のほう、比較の欄をごらんいただきたいと思います。

報酬の135万円の減につきましては、その他の特別職、ALTの退職に伴う減額でございます。期末手当の12万3,000円の増につきましては、昨年度、平成27年度、人事院勧告の改正が、ことしの28年3月議会での改正となったことから、平成27年度の人事院勧告分が28年度当初予算のほかに盛り込めなかったため今回、増額するものでございます。

なお、議員分について増額がないのは、ことし1月に議員の改選選挙がございまして、初当選された議員につきましては、在職期間係数が100分の60ということから、執行残があり、補正を必要としなかったものでございます。

次に、差し替えの資料のほうをごらんいただきたいと思います。2の一般職についてご説明いたします。

上の表、比較の欄になります。給料2,156万3,000円の増につきましては、主に会計間の異動等によるものでございます。職員手当2,058万1,000円の増につきましても、主に会計間の異動等によるものでございます。共済費1,057万円の増につきましても、主に会計間の異動等によるものでございます。

次に、下段の表、職員手当の内訳についてご説明いたします。

まず、管理職手当124万円の増、こちらにつきましては、建築課の新設等、管理職手当支給職員の増によるものでございます。扶養手当235万9,000円の増につきましては、対象職員の増によるものでございます。通勤手当33万4,000円の増につきましては、職員の異動等によるものでございます。

時間外手当520万9,000円の増につきましては、8月の水害対応臨時福祉給付金の支給事務、マイナンバーカードの交付事務、また、休職職員の発生による事務処理職員の負担増によるもの等でございます。

次に期末手当710万9,000円の増につきましては、主に会計間の異動等によるものでございます。勤勉手当287万5,000円の増につきましても、主に会計間の異動等によるものでございます。住居手当73万5,000円の増につきましては、自宅外通勤者の増によるものでございます。児童手当72万円の増につきましては、支給対象児の増によるものでございます。

なお、今回の人件費補正につきましては、今年度末までに予算の不足する部分の増額補正でございます。今後、予想されます人事院勧告等に基づく補正が控えておりますので、残額による減額補正につきましては、この後、行う予定でございます。

以上で人件費の説明を終わります。

次に、補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、2目行政管理費、補正額97万2,000円。こちらにつきましては、個人情報保護法の改正が平成29年4月1日施行とされることになりました。年度内に関連する町例規の改正を行うため、支援業務の委託経費としまして97万2,000円の増額補正をするものでございます。内容につきましては、町例規672件につきまして、個人情報保護法の改正の必要部分の抽出、並びに改正の支援でございます。

以上で2款の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 続きまして、8目企画費、補正額1,000万円。内訳でございますが、13節の委託料で新産業団地開発に係る測量並びに基本計画の策定で1,080万円を補正しまして、19節負担金、補助及び交付金の中の負担金、ツール・ド・とちぎの負担金の80万円の減額。これにつきましては、平成28年度予算で計上しておりましたが、平成27年度の国の補正予算において地方創生加速化交付金事業として採択されたことに伴いまして、平成27年度の事業として明許繰越、本年度に実施することになったため、本年度予算に計上しておりました80万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 続きまして、そのページの一番下になります、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきまして、一番下の7節賃金、次の14、15ページに行きまして、11節需用費、12節役務費、13節委託料、19節負担金、補助及び交付金につきましては、臨時福祉給付金の事務費及び給付金を今回、補正計上し、全額、明許繰越するものです。給付金の額は1人当たり1万5,000円で、対象者は住民税非課税かつ課税者の扶養でない方で4,500人を見込んでおります。次の2目障害者福祉費、20節扶助費、地域生活支援事業250万円の増額は、移動支援事業において、事業所が増えたことにより利用しやすくなり、利用者が増えたことによる補正増です。重度心身障がい者医療費600万円の増額は、申請者増に伴う増額補正です。

以上です。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 続きまして、4目上三川いきいきプラザ管理費の補正額256万9,000円の増額につきましては、11節需用費のうちの修繕料で、いきいきプラザの風呂の水質を管理するろ過器の修繕に係る経費でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 16、17ページをお開き願います。

続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金の85万8,000円の増額補正でございますが、町内の農事組合法人が水田経営の大規模化を図るために農業機械を導入する取り組みが県の補助事業であります水田フル活用推進事業の補助採択を受けられる見込みになりましたことから、その補助事業を活用して農事組合法人を支援すべく補正するものでございます。

次に、5目農地費、19節負担金、補助及び交付金の20万円の増額補正でございますが、大山土地改良区におきまして、国の補助事業であります土地改良施設維持管理適正化事業によりまして、用水設備の改修を実施することになりましたことから、事業費の一部を支援すべく補正するものでございます。また、28節繰出金の1,079万9,000円の減額補正につきましては、農業集落排水事業特別会計における繰越金が確定し増額になりましたことから、繰出金について減額するものでございます。

次に、6目改善センター費、11節需用費の64万5,000円の増額補正でございますが、農村環境改善センターの消防設備について定期点検を行いましたところ、不備な設備が確認されましたことから、その設備の修繕に要する経費について補正するものでございます。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、2目商工振興費、8節報償費の4万5,000円の増額補正でございますが、上三川ブランド認定制度の立ち上げを行うべく、その検討や審査などを行っていただく審査会の開催を計画いたしましたことから、委員謝礼について補正するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費の一番下段になります13節委託料の補正額86万8,000円につきましては、今年度、用地買収を行ってございます町道1-12号線におきまして、所有権の移転登記がなされていない土地があったため、未登記の事務処理を行うために増額補正するものでございます。

次ページ、18ページ、19ページをお開きください。

第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費につきましては、財源の組みかえによるものでございます。

次に、第3項河川費、1目河川総務費、15節工事請負費の補正額1,780万円につきましては、上蒲生地内の赤沢川護岸整備工事におきまして、近年、集中豪雨等が多発していることから、河川の一体的な治水機能の強化を図るために、工事延長を増加するために増額補正をするものでございます。次に、第4項都市計画費、1目都市計画総務費、28節繰出金につきましては、公共下水道事業の減額に伴いまして、公共下水道事業特別会計への繰出金を2,552万5,000円、減額補正するものでございます。次に、2目公園管理費、8節報償費の補正額6万円につきましては、公園愛護活動を実施している公園が本年度より2公園増えたことにより、増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、3目消防施設費、補正額1,432万1,000円は、委託料97万円、工事請負費1,422万4,000円の増額です。委託料の9万7,000円につきましては、旧3-2詰所撤去工事にかかわる設計業務委託でございます。工事請負費1,422万4,000円につきましては、旧3-2詰所の撤去工事費199万8,000円と、1-4詰所の新設に伴う造成工事費1,222万6,000円でございます。

なお、3-2の詰所の撤去は、県道石橋結城線の拡幅に伴うもので、既に3-2の詰所につきましては多功地内に新設してございます。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、1目教育委員会費についてご説明させていただきます。補正額4万8,000円の内容は報償費で、子どもたちを称賛する機会を少しでも確保したいことから、教育委員会表彰規則表彰の範囲第2条に「篤行、善行と認められる児童生徒」を追加し、誠実で他人を愛する気持ちからよい行いをし、他の模範と認められる児童生徒の表彰に係る費用をお願いするものです。3,000円の図書カード16人分を見込んでおります。

次に、第3項中学校費、1目学校管理費につきましては、外国語指導助手の一人から体調不良により退職願が提出されたことに伴う報酬の減額135万円、及びその欠員により授業への支障が出ないようにするため、人材派遣により外国語指導助手1名を配置するための費用127万6,000円をお願いするものです。2目教育振興費、19節負担金、補助及び交付金の40万8,000円は、中学校の部活動において、関東大会以上の各種大会に参加する生徒及び指導者の経費の一部を支援する中学校各種大会参加費交付金で、今年度の申請がまとまりましたので、大会参加者23名分の交付金をお願いするものです。

次ページをお開きください。続きまして、第5項4目給食センター費につきましては、歳入で説明がありました県補助金、とちぎの地産地消給食推進事業の72万円を財源に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 続きまして、第11款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、15節工事請負費の800万円の増額補正でございますが、台風9号の影響によりまして、東汗地内を流れる谷川の護岸40メートルが被災しましたことから、その復旧に要する経費について補正するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 第14款、第1項1目予備費の8万3,000円につきましては、端数調整でございます。

ページが戻りますが、6ページをお開き願います。第2表繰越明許費、これにつきましては、第2款総務費、第1項総務管理費、工業団地開発事業の1,080万円。第3款民生費、第1項社会福祉費、臨時福祉給付金等支給事業の7,101万3,000円。第9款第1項消防費、消防設備整備事業の1,222万6,000円、これらの事業につきましては、いずれも今年度中の事業の終了が困難であることから繰越明許するものでございます。

第3表、債務負担行為補正、これにつきましては、戸籍総合システム事務機器の借上の契約期間が平成29年3月に終了することから、4月からの借上契約に向けまして今年度中に入札等を実施する必要があるため、債務負担行為の期間を平成28年度から平成33年度まで、限度額を1,734万円と定めるものでございます。

第4表地方債補正では、追加としまして、新たに今回補正いたしました災害復旧事業債の220万円、これにつきましては起債のとおり定めるものでございます。また、変更につきましては、道路新設改良事業で今回200万円の増額補正をいたしましたことから、限度額を3,920万円から4,120万円に変更するものでございます。

以上で、平成28年度上三川町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、議案第66号「平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳入では、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目公共下水道補助金、1節下水道補助金1,546万円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の増額によるものでございます。

次に、第4款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金2,552万5,000円の減額につきましては、繰越金等の確定に伴う減額でございます。

次に、第5款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金2,708万5,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定に伴う増額でございます。

最後に、第7款町債、第1項町債、1目公共下水道事業債1,390万円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の増額に伴うものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

歳出では、第2款公共下水道費、第1項下水道事業費、2目公共下水道費3,092万円の増額につきましては、13節委託料808万円の減額は、雨水幹線ルートに検討期間を要すことから、次年度以降に先送りするものでございます。また、15節工事請負費3,900万円の増額は、社会資本整備総合交付金の増額に伴うものでございます。

以上で、公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第67号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳入では、第3款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金1,079万9,000円の減額につきましては、繰越金等の確定に伴う減額でございます。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金1,099万9,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定による増額でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

歳出では、第1款農業集落排水事業費、第1項総務費、1目一般管理費、3節職員手当等20万円の増額につきましては、災害対応に伴う時間外勤務手当の増額によるものでございます。

以上で上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第68号「平成28年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

平成28年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）の補正は、資本的支出、第1款水道事業支出、第1項建設改良費、1目水道事業施設整備費、2節手当38万7,000円の増額につきましては、会計間の異動に伴う扶養手当や通勤手当等の増額でございます。

以上で、上三川町水道事業会計補正予算の説明を終わります。

---

○議長【津野田重一君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

○議長【津野田重一君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 1つ、説明を省いてしまいましたので、追加で説明をさせていただきます。

公共下水道事業特別会計補正予算書6ページをお開き願います。

第2表の地方債補正についてご説明いたします。

起債の目的、公共下水道事業、補正前の限度額が4,990万円、事業費の増額に伴いまして補正後の限度額を6,380万円にするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 ちょっと2点ほどお尋ねしたいんですが、14ページのいきいきプラザの風呂修繕、これはつけたときにどのぐらいの耐久性があったということでしたのか。それで、これは何年たったら修理が伴うというふうに最初からの契約になっていたかが一つ。

この改善センターの消防設備というのは、これは町の設備なので、使い方が悪かろう、よかろうということは関係なしに町がこれは予算化して修理しなければならない。そうすると、私が今なぜこんなことを聞きたいかという、使っている人は、町が設備をしたものを別法人が使っている、使っている人には何ら責任がなくて、設備をつくったほう側に責任があるというような、これで修繕費が出るのでしょうか。

前回は冷蔵庫をたくさん取りかえたんですが、使っている人は特定な人なんですね。それを公費で修理したので、私が一度尋ねたことがあるわけです。また、消防設備も公共の設備なので、公共で税金でまかなわなきゃならないのか、これはどうしても私は腑に落ちない。使っている人が乱暴に扱えば壊れるものですよ。そうだと思うんですが、私の考え方が違うかどうか分からない。設備をしたのは町がしたんですよ、確かに。それを使うほうが、乱暴に扱ったり、極端ですが、蹴飛ばしたり何かはしていないと思うんですが、それでも壊れたときには、また、使っていない税金で賄うのか、その2つをちょっと教えてください。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 それでは、ただいまのいきいきプラザにかかわる部分についてご説明いたします。

このたびの修繕は、いきいきプラザのお風呂、内湯用、露天風呂用のそれぞれのろ過器の熱交換器と塩素濃度計が破損したものでございます。それぞれ耐用年数は7年となっております。熱交換器につきましては、耐用年数7年ということですが、その1年前の6年目にオーバーホールを行い、手入れなどは行っておりましたが、このたびはパイプ自体が経年劣化したことにより破損というものでござい

ます。また、塩素濃度計につきましては、機器であり精密機械ということでオーバーホールは行っておりませんが、耐用年数7年のところ、今回、9年目で初めての修繕となっております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 続きまして、2点目の改善センターの修繕費についてお答えさせていただきます。

このたびの修繕につきましては、改善センターの避難口誘導灯の修繕ということになってございます。この設備につきましては、建物に付随した設備となっております。消防法などにより設置が義務づけられているというような設備でございますので、当然、壊れたということがございましたら町のほうで修繕を行うものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 一般会計の中で、15ページなのですがすけれども、民生費の中で、重度心身障がい者医療費が増えたということなのですけれども、これは具体的にどういうことで増えたのか、その説明をお願いしたいということと、それと、あと、一般会計補正の24ページなんですけれども、給料及び職員手当の増減額ということで、職員手当の増減ということで2,058万1,000円、増えているということなんですけれども、その中の増減分ということで、時間外勤務手当が増えているということなのですけれども、これは2,058万1,000円の中でどのぐらいの内容なのか。それと、あと、時間外勤務手当の増えている内容、具体的にわかれば説明をお願いしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 重度心身障がい者医療費の増額についてご説明いたします。月140人の申請であったところ、現在、月151人の申請ということで、申請者が増加したことによる増額になります。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 それでは、ご質問の2点目、24ページの職員手当の2,058万1,000円の増ということなのですが、その前のページ、23ページをお開きいただきたいと思えます。時間外手当につきましては、下段の表の右のほうに時間外勤務手当ということで520万9,000円の増でございます。内容につきましては、先ほどご説明したのですが、時間外勤務手当につきましては、8月の風水害対応、それから、臨時給付金支給事務、マイナンバーカードの交付事務、それと休職職員の発生による事務負担の増、そのようなもので、今回につきましては、3月までに予算の不足が生じることを増額しております。

なお、今後、人事院勧告等の補正も考えられますので、そのときには、予算が余っているところにつきましては減額する予定でございます。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 18ページの教育費の8節の報償費なのですがすけれども、4万8,000円で、



子どもを称賛する機会を増やすということで、これは1人3,000円の商品券を16人分という形でよろしいですか。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 1人3,000円分の図書カード、16人分を見込んでおります。

○議長【津野田重一君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 子どもを称賛する機会を増やすということが目的だとすると、3,000円の商品券で16人という形ではなくて、小中を対象としていることですよ。そうすると、1人3,000円を16人分ではなくて、1,000円をもっと増やすとか、そういう考えはなかったんですか。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 教育委員会の表彰規則の中には、この篤行・善行のお子さんの前に、9カ年皆勤であった生徒、あとは県大会等で優勝した児童生徒、知事以上の表彰された児童生徒ということでほかにも対象者がおります。その対象者の方に関しましても、1人3,000円程度の図書カードを賞状のほかにお渡ししていますので、その金額と合わせて3,000円と設定いたしました。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 一般会計補正予算の10ページ、11ページ、その中で、第14款県支出金、農林水産業費補助金、この中でとちぎの地産地消給食推進事業費の72万円というふうな金額は、教育委員会のほうの予算の20ページに載っています給食センター費の72万円ということに支出しているということで、まず、よろしいかどうか確認します。

○議長【津野田重一君】 続けてやってください。

○6番【志鳥勝則君】 いや、確認してからちょっと次に入りたいと思いますけれども。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまのご質問でございますが、給食センター費の中に賄い材料費がございます。その中に一般財源で支出しているものですから、国庫支出金、いただいたものを充当させていただいております。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 先ほどの産業振興課長の説明の中で、数字が確かかどうかあれなんですけれども、3,000人分×40円×4日分と言いましたっけ？ ということは、この分だけ、子どもたちが納める学校給食費が安くなっているということで理解してよろしいですか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 まず最初に、議員さんがおっしゃっていた内容で、1つ、4日分ということで今、お話がありました。先ほどの説明の中では、3,000人で、40円で、6日ということで72万円でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 まだ先ほどの答えが戻ってきていないものですから、6日分、1人40円、こ

の給食費が、子どもたちから集める給食費が安くなるということによろしいんですか。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 先ほど申し上げましたとおり、給食費として充当するのではなく、町の一般会計から支出されております賄い材料費の財源として充当させていただきますので、給食費が安くなるというものではございません。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君、最後ですよ。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、町が学校給食費の食材費に支出する町の一般会計の予算が少なくなるだけだということによろしいですね。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 議長、答えていないのに3回目だと言ったって、質問に答えていないから、3回という質問なんだから、3回の前にちゃんと答えさせてくださいよ。

○議長【津野田重一君】 ですから、これが最後ですよと確認しただけですよ。

以上です。ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第65号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「平成28年度上三川町水道事業会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長【津野田重一君】 日程第11、陳情第4号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」、及び日程第12、陳情第5号「『川の日を国民の祝日に定めること』を求める意見書に関する陳情」については、請願・陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第62号から議案第64号まで、並びに、陳情第4号及び陳情第5号については、12月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第64号まで、並びに陳情第4号及び陳情第5号については、12月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

○議長【津野田重一君】 本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまです。

午前11時23分 散会